

平成30年度 乙種防火管理講習の実施案内

舞鶴市消防本部

消防法施行令第3条に規定する防火管理に関する講習のうち乙種防火管理講習を次のとおり実施します。

- 1 受講対象者
消防法第8条の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者
- 2 講習日時・講習場所・申込期間

乙種防火管理講習	
講習日時	平成31年2月27日(水) 9時30分から16時30分まで(受付9時15分～)
講習場所	舞鶴市西総合会館 4階 第1会議室(舞鶴市字南田辺1番地)
申込期間	平成31年1月28日(月)から2月20日(水)まで
定員	60名(定員になり次第、申し込みを締め切ります。)

- 3 申込方法
 - (1) 講習申込書を下記の受付場所に提出して、受講票を受け取ってください。
 - (2) 申込書は下記の受付場所または、舞鶴市消防本部のホームページから取得できます。(http://www.maizuru119.com/)
 - (3) 受講は無料ですが、受講申込の際にテキスト代1,650円が必要です。
 - (4) 申込書には、写真(縦4cm、横3cm、裏面に氏名を記載)を貼付してください。

4 受付場所

受付場所		電話番号	受付時間
舞鶴市消防本部 予防課	北吸 1044 番地	0773-66-0119	8:30~17:15
舞鶴市東消防署 火災予防課	浜 80 番地の 4	0773-65-0119	8:30~20:00
舞鶴市西消防署 火災予防課	松陰 5 番地の 5	0773-77-0119	

5 講習科目

講習科目		時間
午前	オリエンテーション	9:30～ 9:35
	防火管理の意義及び制度の概要	9:35～10:45
	火災の現象・出火防止と収容人員の管理	10:50～12:00
午後	施設・設備の維持管理	13:00～13:50
	自衛消防	14:00～14:50
	防火管理の進め方と消防計画	15:00～16:00
	質疑・修了証交付	16:00～16:30

6 修了証交付

- (1) この講習の全課程を修了した者には、舞鶴市消防長が修了証を交付します。
- (2) 上記修了証の交付を受けた者は、消防法施行令第3条第1項の規定による乙種防火管理者の資格を有する者となります。

7 その他

- (1) 受講当日に受講票を受付へ提示し、会場内の座席番号札の横に置いてください。
- (2) 上記受講票は、修了証の交付の際に必要なため、大切に保管してください。
- (3) 講習テキストは、受講申込時にお渡ししますので各自で保管し、講習会に必ず持参してください。
- (4) 印鑑・筆記用具を持参してください。